PROFILE

人物白書

vol. 17

氏名 山中 佑也（やまなか ゆうや）

所属部署 営業1部 東京営業所

担当エリア 東京・神奈川

お客さまに言われて嬉しかった一言

“助かった”

お急ぎのお客さまに対し、
迅速にサービスのご提供ができた時に
言われた言葉です。
次も頑張る糧になります。

Message

お客さまへのメッセージ

皆さまに少しでも
喜んでいただけますよう、
日々努力精進しながら
常に初心を忘れず頑張っていきます。

【座右の銘】
安全第一
車を運転する際、無事故無違反を
常に心掛けています。

【出身地】
山口県

【趣味】
読書

【長所・ウリ】
体力

【好きなもの】
運動

【嫌いなもの】
渋滞

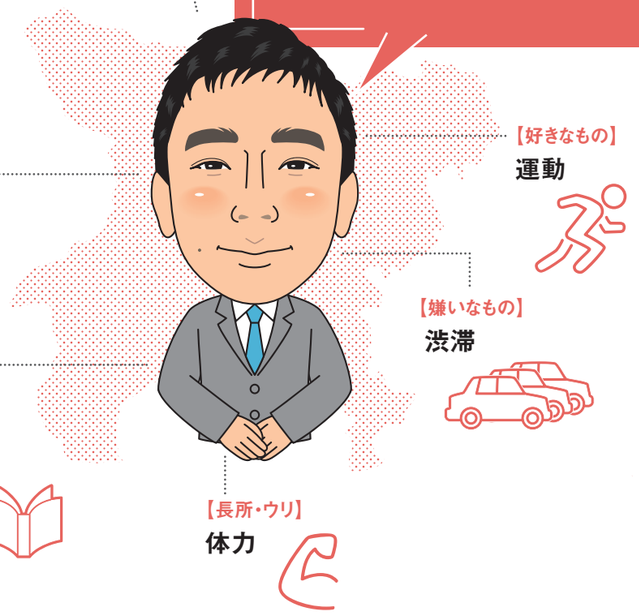

FoCUS 商品・サービスインフォメーション

17 ロボット床面洗浄機 EGrobo

手順や機器の状態をわかりやすく
表示し、直観的な操作ができる
「大型液晶タッチパネル」

超音波、レーダー、バンパー等の
各センサーに加え、万一に備えた
ドライブレコーダー機能も搭載

column

清掃の新時代。フロア清掃はロボットにお任せ！

働き方改革や人手不足が叫ばれるなか、ロボットの活用で業務効率化を目指しませんか。「EGrobo（イージーロボ）」は、無人で清掃する自律走行式ロボット床面洗浄機。自動運転には誰でも登録しやすいティーチング方式を採用しており、はじめの1回を「学習モード」で作業するだけで、走行ルートや作業内容を記憶。以降は記憶したルートを自動運転します。多数のセンサーを搭載し、周辺環境を3次元で認識。自動停止・障害物回避などの安全対策はもちろんのこと、少々のロケーション変更にも柔軟に対応しますので、物流倉庫にもピッタリの製品です。レンタルのお取り扱いもできますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

商品の詳細はこちらから

JPR 日本パレットレンタル株式会社
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル URL www.jpr.co.jp e-mail service@jpr.co.jp

最新情報など詳しくはwebから！
日本パレットレンタル

発行/2020年1月10日 編集/日本パレットレンタル株式会社 制作・印刷/DNP 大日本印刷株式会社

お客さまとJPRをつなぐ情報誌

月刊 JPR

VOL. 17
2020. Jan

今、知っておくべき物流に関する法律①

今、知っておくべき物流に関する法律

一言で法律と言っても、実にさまざまな法律が存在し、物流に関連する法律も数多い。そして、法律は時代背景や環境の変化によって、少しずつ改正されていく。慢性化する人手不足への対策、求められる働き方改革、環境やニーズがめまぐるしく変化する「今」だからこそ、知っておきたい法律について、物流に関する法規・政策の第一人者である流通経済大学の野尻 俊明 学長から2号にわたって解説していただく。

わが国ではあらゆる行為（個人、法人）は、（広義の）法律により法的根拠が与えられている。現代は古代中国の「法三章※1」の理想とは大きくかけ離れて、数多くの法律（成文法※2）が制定されている。その数は、平成29年3月１日時点で8,307、うち（狭義の）法律と呼ばれるものは1,967となっている。

このうち、いくつが物流に関連する法律なのであろうか？物流活動は多様であるので、関係する法律の数も多数に上ることは想像に難くない。物流に関する法律の数を確定するには、まず物流の定義を決めなければならない。しかし、物流という用語がわが国で使われ始めて40年近くなる現在でも、その概念について多くの議論があり、用語としての物流を法的に定義するのは不可能に近い。とはいえ、現実に物流はわが国社会で極めて重要なものとなっているので、物流の厳密な定義は脇に置き、現時点で知っておくべき物流に深く関係すると思われる法律を、最近改正されたものの中からあげておきたい。

余談になるが、現在までわが国の法律名に「物流」が冠された法律はまだ無い。「物流効率化法」とか「物効法」とか略称される法律の正式名称は「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号、なお直近の改正は平成30年6月22日）であり、正式な法律名に物流の文字はない。

ところで、法律学の世界では、今では古臭くなってしまったが「私法」、「公法」という概念で個別の法律をグルーピングする手法がとられることがある。すなわち、「私法」とは私人間の関係を規律する法律（民法等）であり、「公法」とは公権力と私人との関係を規律する法律（憲法、行政法等）ということである。

物流に関する「私法」の代表は民法の特別法である商法である。わが国の商法は明治32（1899）年に制定されて以来今日まで、物流に関連の深い運送、海商法制については実質的な見直しがほとんど行われてこなかった。しかし、平成30年5月に実に119年ぶりに改正法（「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」）が成立し、平成31年4月1日から施行されている。直近ではこの商法改正がもっともホットな話題であり、物流事業の関係者は是非改正法の内容を勉強しておかねばならない。もっとも実務上は、商法そのものというより改正に伴い陸海空の運送関係の約款の改正が行われているので、関係約款の理解が重要である。すなわち、改正商法の施行日と同じ平成31年4月1日には「標準貨物自動車運送約款」や「標準宅配便運送約款」等、関係約款の改正が行われているので、物流の実務者はその内容を十分に勉強しておかねばならない。

次に、「公法」についてみると各種事業法がその典型といえる。平成30年12月には「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が議員立法の形で制定された。この改正法は現在のわが国の物流を支えるトラック運送業が運転者不足により危機に見舞われているという認識のもと、その健全な発達を図るための規制の適正化を図ることを主たる目的として制定されたものである。平成2年の「貨物自動車運送事業法」が規制の緩和を目的としていたところ、近年緩和の行き過ぎを指弾する声の高まりを受けて規制の強化を図る目的で作られたものである。改正法の中で「標準的な運賃の告示制度の導入」が多くの関係者の関心と注目を集めている。しかし、まだ具体的な告示は行われていない（令和元年10月末現在）ので、運賃規制の強化の具体的な内容は不明である。

経済環境、活動は日々変化し、物流も変革を続けている。法律制度は、常に後追いの誹（そし）りを免れないが、取引、事業の基盤として今後もその重要性をますます増幅させていくに違いない。

次号（Vol.18・2020年2月10日発行予定）では「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」に焦点をあてて解説していく。

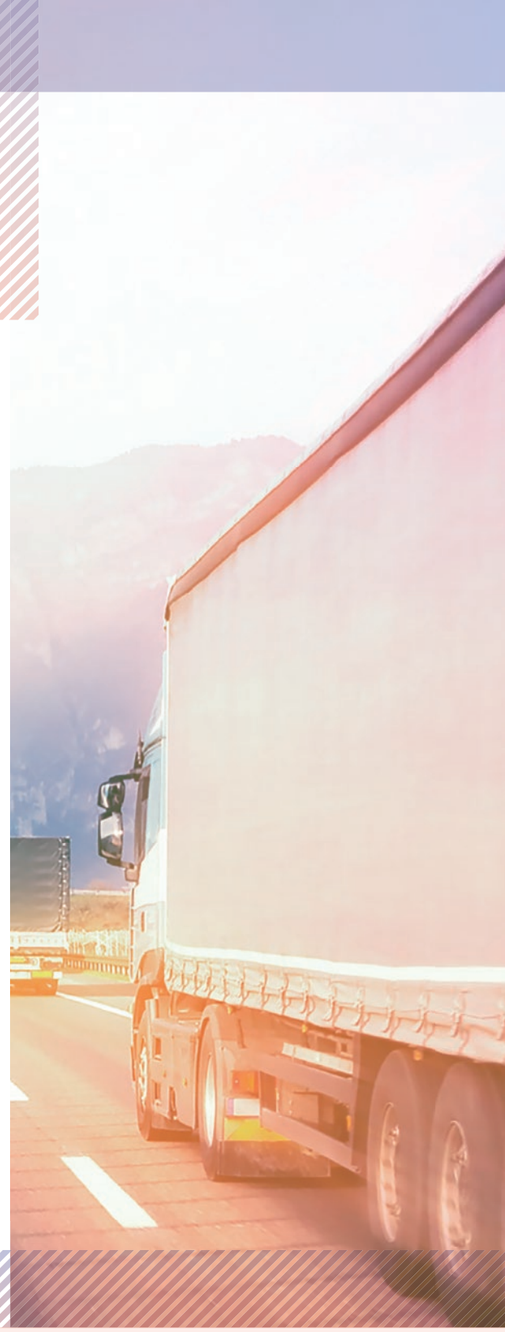

※1：法三章とは、法律がきわめて簡略なこと。
漢が秦を滅ぼした際に、秦の厳しい法律を廃し、殺人・傷害・窃盗だけを罰するとした3か条の法律から転じたたとえ。
※2：成文法とは、一定の手続きに従って制定され、文章で表現されている法。
日本国憲法・法律・政令・省令・命令・条例・条約などがある。

執筆者　流通経済大学 学長　**野尻 俊明**

専門分野は、独占禁止法の研究と、運輸事業政策の研究。流通、特に物流分野における法規や政策に精通しており、流通経済大学大学長を務めるかたわら、2015年から国土交通省「交通政策審議会」委員にも招聘されている。